町税等の口座振替済通知書の廃止について

町税等を口座振替で納付された方に、毎年１月に「口座振替済通知書」を送付しておりましたが、経費削減及び省資源化の推進のため、令和７年度（令和８年１月）より「口座振替済通知書」の送付を廃止させていただきますのでご了承ください。

振替結果につきましては、預貯金通帳にてご確認くださいますようお願い申し上げます。

皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

廃止する町税等

町・道民税、固定資産税、
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料

廃止する理由

口座振替の結果につきましては、預貯金通帳の記帳により確認できるものであり、また、経費削減及び省資源化推進の観点から廃止させていただくものです。

よくある質問

Q　１　確定申告に利用していましたが、今後はどうすればいいですか。

A　１　確定申告の際、固定資産税を必要経費として申告する場合は、毎年５月に送付される「納税通知書」や「課税明細書」で税額を確認していただけますので、そちらをご利用ください。

なお、「口座振替済通知書」は確定申告に添付する必要のある書類ではありません。

Q　２　口座振替の場合、領収書は発行されないのですか。

A　２　従来から口座振替を利用して町税等を納めていただいた場合、領収書は発行しておりません。納付済税額は、ご利用口座の預貯金通帳で確認ください。

なお、これまで送付しておりました「口座振替済通知書」につきましても、納付済となった税額のお知らせであり、領収書や納税証明書としてお使いいただくことはできないものです。

公的な証明書が必要な場合は、「納税証明書」を申請してください。

Q　３　口座振替の結果は、どのように確認するのですか。

A　３　「納税通知書」に記載された納期限以降に、預貯金通帳へ記帳することにより確認できます。振替日は各納期限となります。

お問い合わせ先　　月形町役場住民課税務係
☎　0126-53-2323（直通）